

第34回司法試験委員会ヒアリングの概要

(委員長 , 委員 , 関係者)

本日は、関係者の皆様方から、併行実施期間中における司法試験合格者数についての意見等をうかがいたい。

私の方から最初に代表して、概要をお話しし、その後、各関係者から適宜補充させていただければと思っている。

平成20年から22年までの間における新司法試験及び旧司法試験の合格者数の検討に必要な資料の収集と合格者数に関する意見をご報告するため、私たち5名の関係者において、関連する資料を収集したり調整したりし、また合格者数について協議検討したので、その結果を御報告申し上げます。

はじめに、この五者で収集した資料についてであるが、検討に必要性が強そうなところを中心に説明する。最初の「法科大学院関係」という中に、「志願者数・入学者数等の推移」という表があり、その中に、「入学者数について」という資料があり、平成16年から18年までの入学者数が示されている。なお、平成19年の入学者数については、次回の委員会には御報告できる見通しである。

次に、「法科大学院における修了認定の状況(平成17年度)」があるが、これは、平成18年3月修了者についてのデータで、16年度の既修者2350人のうち、2176人が修了したということがわかる。さらに、「平成18年度修了者の進級状況」からは、平成19年3月に修了した人たちの進級の経過がわかる。要するに、19年3月の修了者は16年度の未修者と17年度入学の既修者であるが、その入学者の合計が5480人である。17年度の欄の在籍者数が5152人となっているが、これは17年5月の段階で2年次に在籍していた人数であり、入学者の総数に比べると328人減っている。さらに、平成18年5月時点で、3年次に在籍した人の数は、4891人であり、入学者数より589人減っている。

「平成18年度法科大学院修了認定状況調査の概要」という資料によれば、平成18年度修了者数は、合計して4415人となっている。その内訳を見ると、平成16年入学の未修者、平成17年入学の既修者のそれぞれの内訳もわかる。未修者については75パーセント、既修者については90パーセント程度の修了率になっている。

「法科大学院に在籍する学生数」という資料は、平成18年5月1日現在の在籍数の資料であり、一番右側の3年次が4891人とあるが、これは、平成19年3月修了予定であった者の数である。

同様に、平成18年5月に2年次に在籍していた者が5503人おり、これらの者は平成20年3月に修了予定の者ということになる。

その他、履行状況調査の報告書が3通と日弁連法務研究財団による駒澤大学と早稲田大学についてのいわゆる認証評価の報告書が各1通ある。

また、「法科大学院協会のニュースレター」というものがあるが、これは法科大学院協会の方で先般行われたプレシンポジウム「法科大学院の教育成果を検証する」の概要

報告である。

続いて「司法試験関係」のデータであるが、これらはいずれもすでにご存知の内容と思われる。

続いて「司法修習関係」として、「司法修習生の考試に合格できなかった者の推移」という資料があり、過去10期分のデータがある。

次の資料として、弁護士会の関係の資料がある。期別の登録会員数が載っているが、実務修習で修習生を受け入れられる弁護士がどの程度いるかということの参考として提出されたものである。各会の登録者のうち、修習指導に適する年代、おおむね20期から5年以上の経験のある54期くらいと考えると、それらの人数がどの程度いるかがわかる。

また、「弁護士求人アンケート」等日弁連作成の資料がある。

なお、新60期の司法修習の状況については、修習期間の半分にも達していない段階であり、その成果について、資料として提出できるものはなかったが、関係者の一員である司法研修所から、新60期の修習生の印象について、後ほど御説明させていただきたい。

次に合格者数に関する意見について申し上げる。

まず私どもの合格者数に関する意見についての検討の前提として、当司法試験委員会が17年2月に決定した「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」というものが存在する。この決定においては、司法制度改革審議会意見と、これを受けて閣議決定された推進計画において、司法試験の合格者については、平成22年ころに3000人程度とすることを目指すということが前提となっていた。

私どもの間で協議したところ、次の点について認識を一致させることができた。すなわち、平成22年の合格者数を3000人程度とすることが適当であるということ、そして、この3000人程度という意味は、新旧両司法試験の合格者数を合計した数字が3000人程度だと理解すべきであるという点である。そしてこの3000人程度いう場合の「程度」であるが、当然のことながら、幅のある概念であり、司法試験の性質上、実際の試験結果により、合格者数の変動があり得るということである。

以上を前提として、当委員会が既に決定しておられる平成19年の合格者数の概数、ここをいわばスタート地点とし、平成22年における新旧司法試験の合格者の総数を3000人程度とすることをいわばゴールとして、そこに至る道のりをどのように考えていくかということについて議論したところ、大体、次のような大枠について、私たち関係者間で意見が一致した。それはまず、新司法試験の合格者については、平成20年から22年にかけて漸増させていくということである。その場合、平成20年については、その前年の平成19年におけるものと同じ程度の幅を持った範囲で示すが、平成22年のいわばゴールについては、比較的狭い幅をもって示すのが適当であろうということである。旧司法試験の合格者については、同じ期間において漸減させていくということであるが、具体的には平成20年には200人程度、平成21年には100人程度、22年には50人から60人程度とするのが適当であろうということである。平成22年については、以上を合わせると、新司法試験の合格者が2900人から3000人程度、旧司法試験の合格者が50から60人程度と表示をすると、そのことの意味が、新旧合

わせて3000人程度との趣旨であるということ，そのように理解できるであろうということである。

これらの共通認識の枠内で，新司法試験の合格者数の増やし方を検討するに当たり，1案から3案までのモデルを作って，たたき台として検討を進めた。

第1案は，20年から22年の間の合格者数を，各年ほぼ均等に増加させていくという考え方に基づくものである。他方，第3案は，これは20年において合格者数を相当程度多めに増加させ，その後22年にかけては比較的緩やかに増加させていくというものであり，第2案は，その中間的なところをいったものである。

もちろん，第1案や第3案よりも更に極端な案というのがあり得る。例えば，第1案の外にあるとすれば，20年，21年は19年から横ばいに近いものにしておいて，22年のところで一気に増加させるもの，あるいは第3案の外にあるものとしては，20年の段階で既に合計3000人に近いところまでいってしまっていて，それからほぼ横ばいにしていくというもの，そのような案も想定は可能ではあるが，現実性等も考え，検討対象からは除外した。

これら3案について私どもの間で協議検討した結果，次のとおり意見が分かれた。まず，5名の関係者中2名が第1案を支持した。その主たる理由は，新しい法曹養成制度における法科大学院教育の全体的な水準であるとか，法曹の質の確保について検証が行われていない現段階では，均等な割合で増加させるということに合理性がある，ということである。次に，第3案についても5名中2名が支持した。その主たる理由は，法科大学院教育を中核とする法曹養成制度改革の方向性を明確にし，22年に3000人程度とすることへの道筋を確かなものとする点である。第2案は残りの1名が支持したもので，その主たる理由は，平成20年は前年度比で新規受験者がある程度増加することが見込まれることから，第1案をとった場合に起こりうる合格率の急激な減少をある程度緩和できるだろうということ，第3案との関係では，質の確保に対する懸念にも配慮できるだろうということ，そのようなことを総合考慮したということである。

関係者の間で更に意見集約ができないのか，ということで協議したが，ゴールである22年の新旧司法試験の合格者数の総数とその示し方を決め，そこに向かっての大筋を決めていったということ，そして，旧司法試験の具体的な減らし方の数も決めていったということ，その結果，選択の余地としては，新司法試験の合格者数をどのようなペースで増やすかということに絞られてきたということ，さらにその増やし方についても極端な考え方を排除していった結果，たたき台の案は両端のまま比較しても，最大で200名程度の幅に狭められて絞り込まれているということがある。

この残された選択の幅の中では，私どもの間では，コンセンサスの形成といったものはできなかったが，他方，性質上，多数決で一つの案を報告するというのも適当ではないということから，当司法試験委員会において，大所高所から政策的な御判断を行っていただきたく，3案併記の形で意見報告させていただいた。

新60期の修習生から受ける印象等についてお願いしたい。

新60期の司法修習生の導入研修は，昨年11月末から4週間行われたので，その際

に受けた印象について簡単にお話ししたい。

始めにお断り申し上げておきたいことがある。それは、導入研修が4週間という比較的短い期間しかなかったため、現時点では、従来の修習生との比較を的確に行うことがなかなか難しいということである。また、クラス間の差も結構あったようであり、新60期修習生についての感想を教官同士で話していても、教官によって、また科目によって、印象が異なる点があった。したがって、これから申し上げるのは、あくまでも私の個人的な感想を中心として、併せて、周囲の教官や実務修習庁の指導官などと会話をしている中で印象に残ったものを御紹介するというもので、極めて大雑把な印象を申し上げるにとどまる。

まず、熱意の点であるが、概ねまじめで熱心であった。ただ、刑事系の教官の中にあつた意見であるが、ビジネスロイヤー志向が強く、刑事系科目を軽視している修習生が多いのではないかと、という感想もあつた。

次に、口頭での表現能力の点であるが、口頭でのやり取りにかなり慣れている。教官から質問されて沈黙してしまうようなことは少なく、自分の考えをそれなりに述べる。口頭表現能力が高いと言えそうであるが、ただ、発言内容が的を得ているかということ、必ずしもそうではないという感想をかなり多くの教官から聞いている。

文書力については、従来の修習生とそれほど顕著な差があつたわけではないと感じているが、教官の間では意見が分かれていて、新修習生の方が上だと言う教官もいるし、従来の修習生の方が上だと言う教官もいる。

予備校等との関係についても、教官の間で意見が分かれており、論点主義や論点暗記型に陥っている者は比較的少なかったという感想を述べている教官もいたが、他方で、研究者の方がお書きになった基本書ではなく、予備校のテキストを使っている者が意外に多かつた、こんなに多くの修習生が予備校のテキストを使っているとは思わなかつた、と言っている教官もいた。

教官の間で最も意見が一致したのは、全般的に実体法の理解が不足しているということである。単なる知識不足であれば、その後の勉強で補えると思うが、そういう知識不足にとどまらない理解不足、実体法を事案に当てはめて法的な思考をする能力が足りない、そういう意味での実体法の理解不足が目立つというのが、非常に多くの教官に共通の意見である。

能力はどうか、要するに従来の修習生と比較してどちらが優秀か、という質問を非常にしばしば受けるが、これについては、一概にはお答えできない。教官の間で見方が分かれるところである。法科大学院の間での差が大きいのではないかと指摘もあつた。

この点に関するいくつかの意見を御紹介すると、まず、新司法試験を経た修習生の方が実力が真ん中の辺りに固まっているという意見があつた。それから、数年前の修習生に比べると優秀な者がやや少ないのではないかと感想を述べる教官もいた。全般的に見ると、優秀な修習生がいることに変わりはないが、能力不足の修習生も増えているという印象が共通のものかと思う。

最後に、これは従来の修習生と比較してということではないが、数年前からいくつかの問題点が目立つようになってきたと、実務庁会から指摘を受けることがある。一つ目の点は、就職活動に熱心で、修習よりも就職活動を一生懸命やっているという指摘であ

る。特に今年は、非常に就職が厳しいと言われていることもあり、欠席などが目立つとか、修習に身が入っていないのではないかとと思われる修習生が例年よりも格段に多いといった指摘を実務庁会から受けている。もう一つは、修習生は、年々まじめになってきているが、それが必ずしも成果に結びついていない。また、立場を変えて思考することが上手くできない修習生が増えているという指摘がある。例えば、弁護士修習をしているときは、当事者の立場に立って物を考えることができなければいけないが、そういうことがあまり上手にできない修習生が増えていると聞いている。

他の方々も補足して述べられることがあれば、お願いしたい。

弁護士会から、「移行期の実務修習割振案」という資料を提出している。これには、59期、60期、61期の修習生が各実務庁に何人程度どこに配置されているかということが表されている。

例えば、函館には、現行12人の修習生が配置されているが、この函館に、弁護士が何人いるかということ、31人という数字が出てくる。では、実際に修習を担当できる弁護士はどのくらいいるのかということ、20期以降で、かつ経験5年目以上の弁護士は22人しかいない。現状でも、22人の弁護士で12人を引き受けるというような実務修習をしているという実態を御理解いただければということを出した資料である。

このように、小さい単位会では、実務修習につき、かなり苦労して受け入れている。例えば、一つのエピソードとして、本庁所在地の弁護士では受けきれないようなところでは、支部の弁護士も動員して実務修習をやっているが、修習生は、裁判修習や検察修習もある関係上、本庁所在地付近に居を構えているので、支部で弁護修習を行うときにはそこに移動してもらう必要がある。ただ、本庁付近から支部に、例えば1週間毎日通うこととなると、移動の時間が非常にもったいないので、修習の実をあげるために支部付近のホテルに泊まってもらって弁護修習をやるということもやっているが、その費用はすべて単位会が負担している。このように、各単位会は、かなり努力して受け入れているという実態がある。

司法試験合格者が増えてきているので、登録5年目以上の弁護士も段々今後増えていく状況になっており、充実した修習をしていくためには、あまり早めにたくさんの方がくるよりも、少し遅れた時点で来る方が受け入れる側も充実し、充実した修習をできるのではないかと考えるところである。

それから、研修所の方から就職活動に熱心とのお話があったが、たしかに、就職難ということがかなり言われている。資料の「求人アンケートの分析結果および対策についての日弁連コメント」は、昨年8月に各弁護士に対して、どのくらいの就職を受け入れる可能性があるかというアンケートをとったものである。

結論としては、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数よりも求人数の方が下回っている可能性が大きいといえる。相当数の修習生が就職できないのではないかとアンケート結果になったため、そのまま放っておくわけにはいかないということで、弁護士会の方では就職先を掘り起こす、あるいは1人事務所のところがもう1人雇っていただければかなりの数の方が就職できるといった活動をしているところである。同様

に、弁護士事務所に就職するだけでなく、企業あるいは地方自治体に就職できないかという点も検証するためにアンケートをとってみたが、それでもやはり思ったほどの数はないという結果となっている。資料の「組織内弁護士の普及促進への取り組みについて」という資料であるが、国内企業や地方自治体にアンケートを取った結果からも総数で100から232ぐらいの数しか実際に上がってこなかった。今、現にある需要というのは、かなり低いレベルにあるように思われる。ただ、弁護士会として、このアンケートを取った目的は、いろいろなところをもっと掘り起こして社会の隅々まで法の支配を及ぼすために弁護士に入ってもらいたいというところであり、企業や商工会議所に働きかける等需要の向上を今目指しているところである。

文部科学省から提供した資料に関連して若干付け加えたい。修了者についての資料を出しているが、去年は、既修者だけであったが、修了率は92.6パーセントであった。これに対し、今年3月に修了した者に関しては、全体で80.6パーセントとなっており、当初の司法制度改革、法曹養成制度改革の理念に従って各法科大学院が厳格な修了認定に真摯に取り組んでいただいていると私どもは評価している。こういう取組は私どもとしてはやはり継続的に続けていきたいと考えている。

また、資料の中に、社会人入学状況というものがあり、平成16年から18年にかけての推移がわかる。平成16年、スタートの年は48.4パーセントの社会人が法科大学院に入ってきた。これが徐々に減っており、平成18年度については33.3パーセント、約3分の1という形になっている。19年度はこれから調査結果が出てくるが、法科大学院の場合、多様なバックグラウンドを有する人材を法曹の世界に受け入れる、優秀な人材を確保するというのが一つの大きな私どもの目標でもある。そういう観点からも、法科大学院にチャレンジしたい、入りたい、他の分野や社会人からもチャレンジしたいというインセンティブをどう与えていくのかという観点も非常に重要なポイントだと思っている。

そういう法科大学院の取組を後押しすること、また社会人の受入れの促進というという観点から、私どもとしてはできるだけ早い時期に3000人という目標に達するようにしていただくといいのが今回の法曹養成制度改革を上手く進めていく一つのポイントではないかと思っており、その点も是非観点に入れていただきたいと考えている。

冒頭に関係者を代表して司法法制課長から意見が述べられたとおりであり、それに本質的な点で付け加えることはないと考えているが、法科大学院教育に与る立場から、若干のコメントを添えさせていただきたい。

私ども関係者の意見の中でとりわけ御注目いただきたいのは、平成22年において、新司法試験の合格者の概数として2900人～3000人程度、旧司法試験の合格者の概数として50～60人程度とすることに関しては3つの案に共通しており、関係者5人の間でこの点に関しては意見の一致をみた点である。

もとより、最終的にどのようにするかは、当司法試験委員会において御判断をいただくことであるが、私ども法科大学院協会としては、五者の間でこのような見方の一致をみたこと自体は、意見交換として充実したものであったと感じている。その上で、平成

22年に向かっていく道筋に関しては、1案から3案までいくつかの方法が考えられるが、3つの案の間に本質的な差異があるものではない。その採否を当司法試験委員会に政策的な御判断としておゆだね申し上げるのが妥当と考えるものである。その上で、申し上げるとすると、法曹養成制度改革の方向性を明確なものにし、平成22年に司法試験合格者を3000人程度にするという方針への道筋を確固たるものにする見地から、可能な限り早期に新司法試験の合格者の数の3000人という目標が実現されることが望ましいと考えている。法科大学院における修了認定、成績評価が厳格になされることは当然の前提としつつ、法科大学院教育の入口の面においては、社会人を含む多様な志願者群にとって法曹への道が魅力に富むものであることが求められるとともに、半面において、いわば出口では、法律家としての多様な進路のそれぞれにおいて、トレーニングオンザジョブの考え方に立った養成をしていくということを想定しつつ、司法試験の合格に要請される水準が論議されていく必要があるのではないかと考えている。法科大学院協会としてはこのように考えている。

就職活動に熱心であるとか、立場を変えて思考することができないという話があったが、これは新旧に共通する傾向ということか、あるいは新60期に特有の傾向ということか。

年々そういう傾向が強まっていると指摘を受けているということであって、新60期特有の傾向ということではない。

ビジネスロイヤー志向が強いというような話があったが、これはやはり旧試験の修習生と比較して、新司法試験からの修習生に特徴的だというような感想をお持ちだったということか。

そのとおりである。刑事系の教官の中にそういう感想を持つ教官がいたということである。

就職問題に関して日弁連に伺いたい。年々就職が厳しくなっているということで、修習生が就職活動に走り回るようになり、その傾向が顕著になってきているという話を私も時々耳にする。就職できている修習生についても、今までに比べると条件が悪くなっているという話も耳にするが、就職条件という点ではどうか。

その点もアンケート調査をしているが、以前は、月40万の16ヶ月くらいで640万程度が平均的だという意識があったが、最近では300万、400万だったら雇うといった結果も出ている。かなり水準が下がってきているというのが実態だと思われる。

弁護士の就職問題に関連して、修習生から弁護士になる方が増えていくと、いわゆる司法過疎問題が改善されるのではないかと期待されているがその点はいかがか。

統計的に言うと、まだ地方にたくさん流れていってるところまでは数字は出てきていない。依然として都市集中型は変わっていないというのが現状である。ただ将来的にはそういう傾向になるのではないかと予想している。

そのように予想される理由は何か。

理由は、大都市ではなかなか仕事を得られないような場合でも、地方に行けばまだできるというような考えから、地方に行く方がかなり増えてくるのではないかとということである。それから、今、法テラスでスタッフ弁護士というものを各地で募集しているが、開業当時はスタッフは24名からスタートしたが、今後、被疑者国選弁護制度が完全実施されると全国で300名程度必要になるという試算もある。これはその数がないと各地で国選が回っていかないということであり、弁護士会としても各地に赴任するスタッフを懸命に確保しているという状況である。そのスタッフの募集に対しても、修習生からなりたいという方がかなり出てきている。その彼らを養成事務所に入れて送り出すスキームも大分軌道に乗ってきており、そういう面でも各地に弁護士がいくという傾向が出てくると思う。

3案を見て、結局、3案とも下限と上限の差が非常に大きい。3案の差よりも下限なのか上限なのかの方が重要なように思える。

御指摘のとおり幅が広いこともあり、1案と3案というのは2案の大きなフレームの一つの形態であるというふうにもいえるように思われる。

平成22年については1案、2案、3案とも同じ内容になっているが、考えようによっては20年や21年以上に不確定要素が多い年であって、狭い幅で決めるのは難しいのではないかという気もする。22年を狭い幅で示すのはどういうことからか。

22年に3000人程度という政策大目標がある。例えば2600から3000というような示し方をすると、これは3000人に達することが非常に例外的な場合のような印象を与える。また、実際の試験の結果、出来が悪かったら、一定程度下回るかもしれないし、良ければ3000人を超えるかもしれないということはあるものと考えており、そこは、「程度」ということの中に含まれると考えている。

1案について気になるのは、19年の結果はまだ出ていないが、2200人というのもあり得るはずであるが、それにもかかわらず、1案では、20年が、2100～2500となっている。そうすると、19年より20年の方が少なくなる可能性もあるということになりはしないかと思われる。

20年について2100から2500と400の幅を持たせているのは、19年度のプレを吸収できるようにするためと理解している。つまり、19年の合格者数が220

0にまで至らなかった場合に対応しているという考えである。

文部科学省から法科大学院の修了認定が厳しくなっているという話があったが、それはそうかもしれないが、今年、修了しても受験しないという者が少なからずいるわけである。いろいろな理由があると思うが、逆に言えば受験しない人をも修了認定しているという見方もできるが、その辺について何かお考えがあるか。

そのあたりは、まだ背景の分析まではできておらず、そこについて私どもとして現時点で何か考えがあるというわけではない。

法科大学院協会の方ではいかがか。

御指摘のところを私どもとしても知りたいと考えているところである。一つの要因にはもちろん受け控えがあると思うが、受け控えだけで説明がつくんだろうかというところ全く資料がない。もう一つ言えることは、法科大学院をめぐる情勢もいろいろ変化があり、修了したら法曹三者を目指して司法試験を受けるというのは、圧倒的ではあるだろうが、必ずしもそればかりではない部分も出ているのかもしれない。

修了認定のことについてうかがいたい。ここに駒澤と早稲田の認証評価の報告書があがっているが、対象者全員が修了認定を受けている。その点はいかがか。

全体としては、不可欠の前提である厳格な修了認定という傾向に向かって各法科大学院でいろいろ工夫されているが、ただミクロで見ると、各法科大学院によってその取組みにやはりまだ差があるのが正直なところで、修了率が100パーセントに近いところから、いろいろな事情があって、50パーセントなどというところもある。その中で、我々としては、まだ取組が不十分な部分については、これからより取組みを促進していきたい、全体としては厳格な修了認定という方向にもって行きたいというのが私どもの考えである。

認証評価の修了認定の部分は、昨年3月の修了についての資料であり、今年3月の修了状況とは1年のずれがある。この1年の間に、法科大学院側としても、更に修了認定をしっかりしなければいけないと認識しつつ取り組んできているところである。

今、文部科学省から修了率に関する「いろいろな事情」という御発言があったが、具体的にどういう事情が考えられるのか。

整理した分析には至っていないが、例えば、いわゆる入学者の質が各法科大学院によって違う中で、入学者の質と修了率の関係など様々なことを分析しないといけないと思っている。法科大学院によってかなり差があり、私どもの間でも分析が十分ではないところがある。

1案の一番下の2100人であったときと、3案の一番上の2700人であったときには600人の差がある。その600人の差が出た場合、つまり、合格者が2100人であったか2700人であったかによって、違いというのはどういったところに現れると思われるか。例えば、2700人であれば、非常にばらつきがある、出来に幅にある人が市場に出るだろうとか、職のない人が増えるだろうとか。この600人の差があったときに、どんな違いが生じられると思われるか。

難しい御質問である。たとえば、19年の合格者が1800人台だったのに、20年において、2700人くらいにいきなり増えるとなると、この年には、受験生のレベルが上がったという評価を受けることになるのだろうと思うが、具体的な影響、差、ということになると、申し上げることは困難である。

20年に2700人が新司法試験を合格すると旧と合わせてほぼ2900から3000近い数字が来年実現するということになるが、現段階でも、ようやく就職を当てはめている状況なので、今後はますます就職が難しい人が増えるかもしれないと思われる。

社会人が今後どういうふうに応募してくるかが新制度のポイントであるが、今の数字でいうと漸減している。このまま漸減していくのか、それとも、やはり、合格者が3000人に近づいていく中でもう一度また増えていくのか。あるいは、法科大学院協会としては、社会人の応募を増やさせるために、どうすることがポイントと考えているか。

600人の差がどういう影響があるかという先ほどの質問とも関連するが、私どもとしては、やはり社会的な影響、とりわけ法曹養成制度改革について、社会に与えるメッセージとの関係で、どのような合格者を出すのかということも、司法試験制度において決して軽くはないというふう考えている。私ども実際に教壇に立っていて、感じるのは、法科大学院制度が始まったころは、大学を出たばかりではない、社会経験のある人が相当数いて、その人達が、教室全体において若い人達に対する良い刺激を与えていたところがあった。ところが、4月に入ってくる学生を見ると、年々、社会人が減っているというイメージがある。

初年度というのは、初めてこういう制度ができるからということで、制度ができるのを待っていた人たちがどっと入ってくる傾向があるが、2年目、3年目以降は落ち着いてくるという指摘も聞かすが、その点はどのようにお考えか。

そのことは確かにあるだろうと思う。法科大学院に限らず、一般に、専門職大学院等で社会人の優秀な方々どうぞ、という制度の運用をし始めると、委員御指摘のとおり運用の最初の年に非常に数的にも質的にも優秀な方々が来るという傾向がある。いくら社会人を招くといっても、その職場を離れ、また家庭に犠牲を強いて来る優秀な層がごまんとあふれているかということ、そのようなことは考えがたい。しかしながら最近の減

り方は、それだけでは説明がつかない部分があるように個人的には感じている。

法科大学院の制度の仕組みの中で、各大学院に対して、政策目標として、社会人あるいは非法学部出身者3割以上を目指すということを定めており、各法科大学院もそれを達成するためにいろんな入試の工夫をしている。例えば、面接を重視するやり方などである。

社会人を受け入れるという観点もあるが、社会人が職を投げ打ってでも法科大学院に行こうという時には、合格者数が2100でも2700でもあまり変わりはないのではないか。また、司法試験に合格したけれども就職ができないというのが増えるとなると、これはまた社会人にとってよくないのではないかと思われるが。

現状でも職を投げ打って法科大学院に入学している者もいる。今年の4月の入学者にもいるのはたしかである。さすがにまだ法曹への魅力は現状の制度の下でも存在していると思われる。それをどう維持していくかではないか。

旧司法試験の時代にも社会人出身者というのは一定程度いたのではないか。

先ほど実体法の理解不足という話が出たが、いかがか。

実務との架橋を意識した教育ということが法科大学院の一つの理念として叫ばれ、それに則って各校が教育を進めているところである。その理念自体、決して間違っていないと思うが、具体的にどう進めるかということになると、まだスタンダードな考え方は確立されていない、認識が共有されていない部分がある。実務との架橋というのは、学説よりも判例を教え、実体法よりは手続法、民事でいうと要件事実とか事実認定だろうということで、そちらに振れすぎてしまい、ややバランスを失っている部分があるのではないかと時々感じる。

ただ、それは、今後、こういった指摘をふまえて、法科大学院の方でもシンポジウムを催して問題点の洗い出しを不断にしていこうと思っているので、長期的には克服していけるだろう、またしていかなければならないと考えている。

とりわけ刑法の理解が足りないということは、私の周りでもよく耳にする。

実務庁の修習生に指導を行う裁判官と話をしていても、「民法の基本を理解していない。」という言葉をしばしば聞かされる。

民法、刑法、という基本中の基本ができていないのはいかがなものかと。

基本のところを知らないまま、先端の部分について中途半端な知識を持っているという印象を受ける。

それでは、応用力や思考力を試される時に基本に戻れないことになるのではないか。

もっともこれは法科大学院制度というよりは、法科大学院ができる前から、ここ数年の傾向としてあるのかもしれない。

予備校教育の弊害としても取り上げられていたことではある。

司法制度改革審議会の報告書で法科大学院の教育理念として、法曹は法の支配の直接的な担い手であり、国民の社会生活上の医師としての役割を期待されているから、専門的な知識・能力を習得するとともに、人間性のかん養あるいは向上を図ることが一番に挙げられているが、法科大学院での現在の教育指導でこの辺りはどのように取り上げられ、そして実際どういう成果が挙げられていると思われるか。

知識に偏らない教育をしていかなければいけないということで取り組んでいるところである。かいつまんで特徴的なところを挙げると、エクスターンシップやクリニックなどの重要性を強調していく、また実践していくことではないかと思う。また、単に司法試験を通る知識を得るだけではなくて、自分の将来の法曹像を常に意識しながら勉強していかなければならないということもあると思われる。クリニックやエクスターンシップなどで、弁護士の法律事務所に行ってみて、そこで触れたこと、具体的な事案で実際に当事者と接した経験などが与えるインパクトは相当大きいと学生たちを見ていて感じる。

ビジネスロイヤー志向が非常に強いようだという話があった。決してビジネスロイヤーを志向するのが悪いわけではないが、ただ、全員がビジネスロイヤーになってもらっては、これは法曹養成制度としてはいかがなものかと思われるわけで、色んなものに目を向ける、幅広く学んでいただく必要がある。いわゆる町医者的な存在の弁護士を目指す人たちも相当数いて欲しいと思う。一方で若い人たちと話すと、なぜ法曹になったのかということすらよく考えていない。法科大学院でそういうことを話す機会はなかったのか、議論する機会はなかったのかと聞いても、そんなことは考えたこともないというような話を聞かされることもあり、これからの課題ではないかと思われる。